健康診査結果等個人データの共同利用について

神奈川県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)では、地方公務員等共済組合法及び 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員及び被扶養者(以下「組合員等」という。) の健康の保持増進のための健康診査及び保健指導等(以下「保健事業」という。)を実施して います。

また、保健事業の実施に際しては、組合と所属所の連携・協働の推進(以下「コラボヘルス」という。)が不可欠であるとされています。

今後、組合員等の健康の保持増進に向けて、コラボヘルスをより推進し、効果的・効率的に保健事業を実施するよう、地方公務員等共済組合法第 18 条及び個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定に則り、健康診査の結果等を組合と所属所で共同利用することとなりますので、同号の規定に基づき、下記のとおり共同利用する個人情報をお知らせするとともに、組合員等皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1 共同利用の目的

健診結果等の情報を組合と所属所で共有し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見等を目的とした保健事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

2 共同利用する保健事業内容

- ① 特定健康診查
- ② 特定保健指導
- ③ 生活習慣病重症化予防事業
- ④ 歯科保健事業
- ⑤ 若年者に対する保健事業
- ⑥ データヘルス計画関連事業
- ⑦ その他保健事業

3 共同利用する個人情報の項目

- (1)組合員等の記号番号、氏名、年齢、生年月日、性別及び住所
- (2)健康診査結果(組合が実施する人間ドック及び所属所が実施する健康診断結果及び問診項目)
- (3) 保健指導内容(保健指導対象者の保健指導レベル及び保健指導内容)
- ※1) 共同利用する個人情報には、レセプト(診療報酬明細書)のうち病歴・治療内容等は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出に必要な内容(生活習慣病関連疾患に関する通院や服薬状況)は含みます。
- ※2) 共同利用する個人データは本事業の目的及び事業内容に沿った利用範囲内でのみ使用します。

4 共同利用者の範囲

各組合員が勤務する所属所と神奈川県市町村職員共済組合

5 個人情報の管理について責任を有する者

所属所:個人情報保護条例等に定める者

共済組合:神奈川県市町村職員共済組合事務局長及び保険健康課長

T E L: 0 4 5 - 6 6 4 - 5 4 2 1

6 データ提供の方法

原則として、健康診査等の結果データ等は国が定める標準的なデータファイル仕様により、USB メモリ又はこれに類する媒体に記録した電磁的記録をもって作成し、媒体の特性を踏まえた紛失・損傷及び個人情報漏洩への防止策を講じたうえで提供する。

7 データの管理・廃棄処分方法

健康診査等の結果データ等について、秘匿性の高い個人情報であることを認識し、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分のうえ厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の物理的、システム的な措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏洩の防止策を講じたうえで廃棄処分する。

8 共同利用を希望されない場合

当組合ホームページより「共済組合と所属所間における健康診査結果等の共同利用停止申出書」に必要事項を記入し、各所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

ただし、特定健康診査の結果等を所属所から組合へ提供すること等、法令により共同利用するものについては利用停止を申し出ることはできません。

【参考条文】

※地方公務員等共済組合法

第18条(地方公共団体の便宜の供与)

地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

※個人情報の保護に関する法律

第27条 (第三者提供の制限)

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定 の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。